

第2章

キラリと光る 健康福祉都市づくり



1. 健康づくりの推進

現況と課題

健康は、誰もが安心して健やかな生活を送るための基本的な条件であり、健康の保持のためには、健康の増進とともに疾病の予防、早期発見、早期治療が重要です。

小矢部市は、平成11年に総合保健福祉センターを開設し、市民の健康づくりの拠点として活用してきています。しかし、健康寿命の伸長に向けて、市民の健康づくりをさらに推進する必要があり、生活習慣改善センター*の整備やマンパワーの確保など、きめの細かい健康管理に対応できる体制づくりが課題となっています。

保健事業では、現在、総合保健福祉センターを拠点として、母子保健から成人・高齢者保健までライフステージに応じた取り組みを行っています。今後とも、これら事業を継続すると同時に、少子・高齢化が進む中で、住民健診や介護予防、子育て支援などを強化するなど、保健事業の拡充を図る必要があります。また、社会情勢の変化の激しさや複雑さなどによるストレス

の増大から、精神的な健康の保持、増進が叫ばれてきており、心の健康づくりへの取り組みも課題となってきました。

本市には、食生活改善推進員や母子保健推進員、ヘルスポランティア、生命の貯蓄体操小矢部支部などが組織され、健康づくりに関する意識啓発や指導に大きな役割を果たしてきています。今後とも、これらの活動と連携した市民一人ひとりの主体的な健康づくりへの取り組みが求められます。このため、市民が身近な地域において主体的に健康づくりに取り組める場の確保や指導者の育成に努め、健康づくり活動を促進する必要があります。



小矢部市総合保健福祉センター

施策の体系

健康づくりの推進

健康管理体制の強化

保健事業の充実

心の健康づくりの推進

健康づくり活動の促進

主要施策

(1)健康管理体制の強化

生活習慣改善に向けた拠点施設を整備するとともに、専門スタッフの確保・充実に努め、市民の健康管理を進める基盤を強化します。また、健康に関するデータの一元的管理などを進め、ICカード*を導入することにより、健康診査の結果などを活用したきめの細かい健康管理に役立てるほか、保健・医療・福祉・教育の連携を推進し、健康管理への支援体制の強化や健康管理意識の高揚に努めます。

- 生活習慣改善センター*の整備
- 保健婦・管理栄養士・作業療法士・理学療法士などの専門スタッフの充実
- 健康管理データの効果的な活用に向けたシステムの整備
- ICカード*の導入による健康指導や疾病予防対策の強化
- 保健・医療・福祉・教育の連携の推進

(2)保健事業の充実

母子保健事業や成人・高齢者保健事業などを充実し、ライフステージに応じた保健事業を推進するほか、健康管理や介護予防などに向けた教育や啓発を強化します。また、健康診査などの受診勧奨や節目健診*を強化することにより、市民の自主的な健康管理を支援します。

- 健診受診率の向上
- 節目健診*時の人間ドック受診助成
- 健康を阻害する要因についての正しい知識の普及と情報提供
- ライフステージに応じた健康教育、健康相談、健康診査等の充実
- 学校や地域、職域での健康管理についての啓発・指導の強化
- コンピュータドックの導入
- 「寝たきり予防対策普及啓発」や「8020運動*」の推進
- 介護予防や痴呆予防に対する指導・啓発の強化
- 歯科保健に対する普及啓発の強化
- 不妊対策の実施
- 母子保健事業の充実
- 感染症予防に向けた知識の普及体制の構築



母子保健事業

(3)心の健康づくりの推進

「心と体の相談センター」を設置することにより、心の健康に関する相談・指導体制を強化するとともに、福祉と連携した訪問指導などを充実し、心の悩みをもつ市民や精神障害者への支援体制を強化します。また、地域の関係者・団体の理解と協力を得ながら、精神障害者を地域で支える体制づくりを進めます。

- 心と体の相談センターの設置
- 心のケアに関する啓発や相談・指導体制の強化
- 福祉施策と連動した在宅精神障害者の支援体制の強化
- 地域のケア組織の支援・育成

(4)健康づくり活動の促進

地域での健康づくりの場の確保に努めるとともに、健康づくりを支援するボランティアの育成・確保を進め、市民の自主的な健康づくりを促進します。また、生涯スポーツなどの連携を図りながら、年齢や健康状態に応じた運動に取り組むことのできる環境づくりに努めます。

- 地域での健康づくりの場の確保と運営の支援
- 地域での健康づくりボランティアの育成・確保
- 食生活改善グループ等の組織活動の支援
- 年齢や健康状態に応じた運動指導と運動の場の確保
- 自然とのふれあいを通じた健康づくりの推進



2. 地域医療体制の確立

現況と課題

市民が、いつでも適切に医療を受けられるために、地域医療体制の充実が求められています。

小矢部市内には、平成12年3月末現在、病院6施設(病床数596床)、一般診療所19施設(病床数26床)、歯科診療所11施設が設置されています。人口千人当たりの医療機関数は県平均を下回っていますが、平成13年10月に移転新築される北陸中央病院は、砺波2次医療圏における中核的医療機関としての役割を担っており、移転に伴う機能強化が期待されています。

今後、高齢化や生活習慣病*などの疾病構造の変化に伴い、市内の医療ニーズは増大することが予想

されることから、身近なかかりつけ医の普及や、広域的な視点での診療所と病院の連携の促進を図りながら、地域医療体制の確立をめざす必要があります。

救急医療体制については、医師会の協力により在宅当番医制が導入されているほか、市内では北陸中央病院などで対応しています。また、消防署では救急救命士*の養成や新情報システムの導入により、救急救命機能の高度化を図っているところです。今後一層、医療機関や消防署との連携を図るとともに、情報システムの有効活用などを進めながら、より迅速な救急体制の整備を進めていく必要があります。



北陸中央病院完成予想図

施策の体系

地域医療体制の確立

地域医療(医療機関)の充実

救急医療体制の充実

主要施策

(1) 地域医療(医療機関)の充実

北陸中央病院の移転新築にあわせて、その機能強化を促進する一方、医療機関の協力を得ながら、在宅医療など地域医療体制の充実に努めます。また、保健・医療・福祉の連携を図りながら、在宅療養者への支援体制の強化を図ります。

- 北陸中央病院の機能強化の促進
- 関係機関との連携による地域医療体制の整備
- 保健・医療・福祉の連携による在宅療養者へのケア体制*の強化

(2) 救急医療体制の充実

北陸中央病院の救急救命機能の強化を促進するほか、消防署と医療機関の連携を強化し、救急医療体制の充実に努めます。また、消防署の情報・通信機能を活用しながら、高齢者や在宅療養者に対する迅速・適切な対応を図ります。

- 北陸中央病院の機能強化による救急体制の充実
- 消防署と医療機関との連携による救急救命体制の強化
- 緊急通報システム*の救急への活用
- 休日・夜間の診療体制の充実
- 在宅療養者などのデータ管理の一元化



消防署通信指令室





3. 地域ぐるみ福祉体制の確立

現況と課題

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、市民の主体的な参加のもとで、互いに助け合い、支え合う地域ぐるみの福祉体制づくりが望まれています。

高齢社会や核家族化が進展するなかで、地域での助け合いや支え合いは、ふれあいや安心感の創出など大きな役割を果たしてきました。近年は、福祉のあり方が“施設”から“在宅”へと転換してきており、今後とも、高齢者や障害者が地域の中で安心して暮らすことのできる地域社会づくりはますます重要になってきています。

小矢部市は、各地区町内会や民生委員、社会福祉協議会などとの連携を図りながら、地域での福祉活動やボランティア活動の支援や広報・啓発活動を展開しています。今後の地域福祉への期待を実現するためには、更なる担い手の確保が求められています。そこで、社会福祉協議会の活動を促進し、学校や地

域での福祉教育や小地域を単位とした福祉活動を促進すると同時に、ボランティアセンター機能を強化して、ボランティアの育成やボランティア活動を支援する必要があります。

富山県は平成8年9月に「県民福祉条例」を制定し、ソフトとハード両面からの福祉の推進をめざしています。本市は、この条例の趣旨に基づいて、施設整備などに取り組んできていますが、今後、新たに整備する公共施設はもとより、既に設置されている施設の改善などにも取り組み、人に優しい福祉のまちづくりを進める必要があります。



世代間交流事業

施策の体系

地域ぐるみ福祉体制の確立

福祉マインドの醸成

地域福祉活動の促進

ボランティア活動の促進

福祉のまちづくりの推進

主要施策

(1)福祉マインド*の醸成

市民一人ひとりが地域の福祉活動へ参加するという気運を高めることが重要です。

そのため、社会福祉協議会や関係機関・団体との連携を図りながら、学校や地域での福祉教育を進めると同時に、ボランティア活動を通じて子どもの頃から福祉の心を育む機会を拡充します。また、民生委員・児童委員の活動を促進し、地域での助け合い意識の醸成に努めます。

学校教育や社会教育での福祉教育の推進 学校等でのボランティア体験機会の拡充
民生委員・児童委員の活動の促進 家庭や地域など多様な機会を活用した福祉意識の啓発

(2)地域福祉活動の促進

身近な地域での助け合い・支え合い活動を促進するため、小地域での活動拠点の確保に努めます。また、社会福祉協議会やボランティア連絡協議会等との連携を図りながら、地域での助け合い活動と行政サービスとのネットワーク化を進めます。さらに、市民による福祉サービス組織づくりを支援するなど、多様な福祉活動を促進します。

地域福祉計画の推進 小地域での福祉活動*の拠点整備と管理・運営主体の育成
地域における福祉事業の運営主体の育成
社会福祉協議会やボランティア連絡協議会、民生委員・児童委員等との連携の強化
地域福祉推進員の活動充実
住民参加型の非営利有償サービス*組織やNPO(特定非営利活動法人)*など多様な組織活動の支援

(3)ボランティア活動の促進

よきめの細かい地域福祉活動の担い手として、ボランティア活動への期待はますます高まっています。

そのため、社会福祉協議会のセンター機能を強化し、ボランティアの調整や育成・確保に努めます。また、ボランティアに関する情報提供など、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

ボランティアセンターの組織や需給調整機能の強化
ボランティア・ニーズに対応したボランティアの育成、確保
ボランティアに関する相談・情報提供の充実
ボランティア活動の支援



(4)福祉のまちづくりの推進

「県民福祉条例」に基づき、公共施設等のバリアフリー化*を進めるとともに、新たな公共施設や公園整備にあたっては、ユニバーサルデザイン*の導入を図ります。また、高齢者・障害者等に配慮した防災のまちづくりや公共交通体制の整備に努め、社会参加しやすい環境整備を進める一方、世代間交流に配慮した施設整備により、ふれあいを通じて、福祉のまちづくりへの理解を深めます。

「県民福祉条例」に基づく施設整備の推進
公共施設等へのユニバーサルデザイン*の導入
高齢者や障害者等への防災対策の強化
高齢者や障害者等の参加を促す公共交通体制の整備
世代間交流等に配慮した施設の整備



4. 児童福祉の充実

現況と課題

子どもにとっては親が子育てをすることが最も好ましいことですが、核家族化が進行する現状では、親あるいは家庭での子育ての形を望むことは難しくなってきています。

小矢部市には、平成12年3月末現在、市立保育所13施設、私立保育所1施設の計14施設が設置されていますが、少子化の影響による入所児童数の減少により定員に満たない施設も見られます。一方、乳児保育や延長保育などにも段階的に取り組んでおり、今後とも、女性の社会進出や就業形態の変化などによる多様化する保育ニーズや児童数の推移などを見据えながら、きめの細かい保育サービスのための体制づくりを進める必要があります。

子育て支援では、保健分野や総合保健福祉センター内の「児童センター」(子ども家庭支援センター)での対応を進めてきていますが、総合保健福祉センターを核として、地域でも対応できる子育て相談

のネットワーク化が課題となっています。そこで、エンゼルプランの推進により、保健と福祉、教育さらには就労面との連携を図りながら、総合的な子育て支援体制を強化する必要があります。

平成4年度には「小矢部市児童育成計画」を策定し、遊びや世代間交流を通じた児童の健全育成に取り組んできているほか、平成11年9月より児童センターにおいて、学童保育事業を行っています。今後とも、地域での児童館事業など健全育成の環境づくりに努めるほか、学童保育については、身近な地域での実施が望まれていることから、現在1箇所の学童保育を、利用者数の見込みや運営体制などにも配慮しながら充実する必要があります。さらに、子育てにおける自主的な活動や支え合いなども促進することが求められます。



子ども家庭支援センター

施策の体系

児童福祉の充実

保育の充実

子育て支援の充実

児童の育成環境の整備

主要施策

(1) 保育の充実

保育の充実は子育て支援の中心課題であり、女性の社会進出や就業形態の変化に伴う延長保育の実施など、多様な保育ニーズに対応できるサービスの充実に努めるとともに、マンパワーの確保や施設整備などの条件整備を図ります。また、保育サービス利用の経済的な負担軽減に努めるほか、市民相互の支え合いを基調とした保育の促進に取り組みます。

- 延長保育*・一時保育*・休日保育など、多様な保育ニーズに対応できるサービスの充実
- 保育サービスに応じたマンパワーや施設整備の充実
- 市民の支え合いによる保育サポーター*の活用・支援
- 保育料軽減の拡大



津沢保育所

(2) 子育て支援の充実

エンゼルプランの着実な推進を図り、子どもは「家庭の子」であるとともに「地域の子」でもあるという観点に立ち、地域における子育てや多世代にわたる子育ての活動を支援するほか、医療費の軽減に努めます。

- エンゼルプランの着実な実施
- 乳幼児医療費の無料化の適用拡大
- 育児グループやボランティア等との連携による地域での子育て支援実施
- 育児環境の充実に向けた企業など関係機関への啓発・支援
- 高齢者や小中学生など世代間交流の促進



三代交流事業

(3) 児童の育成環境の整備

学校や地域との連携を図りながら、放課後児童対策や学校週5日制への対応を強化します。また、遊びや学習を通じて児童の健全育成を図ることをめざし、地域での児童館事業を実施するとともに、遊び場の整備に取り組みます。また、子どもの権利憲章を制定し、子どもの人格の尊重を啓発するとともに、児童虐待防止などに取り組みます。

- 学童保育事業の充実による放課後児童対策の強化
- 地域での児童館事業の実施及び児童厚生員の確保・育成
- 安全な遊び場の整備
- 児童虐待などに対応した子どもの権利憲章の制定





5. 母子・父子福祉の充実

現況と課題

近年、離婚の増加などにより、母子・父子家庭が増加の傾向にあります。これらひとり親家庭では、児童の養育と生計維持のための経済的、精神的負担が少なくありません。

現在、小矢部市では、県から委嘱されている母子・父子相談員が、ひとり親家庭の相談に応じていますが、相談内容が複雑化していることから、プライバシーにも配慮しながら相談・指導體制を強化する必要があります。

また、家事や育児の支援や就業対策、各種援護制度の有効活用などを図りながら、自立や安定した生活の確保を図る必要があります。

さらに、福祉サービスだけでは対応できない深刻なケースについては、関係機関との連携を図りながら、その対応を強化していくことが課題となります。



施策の体系

母子・父子福祉の充実

相談・指導の充実

援護対策の強化

主要施策

(1)相談・指導の充実

民生委員・児童委員との連携を図りながら、ひとり親家庭の実態把握に努めるとともに、生活の自立支援に向けた相談・指導体制の充実に取り組みます。

ひとり親家庭の実態把握

関係機関との連携による相談・指導体制の充実

(2)援護対策の強化

ひとり親家庭の実情を踏まえ、各種援護事業の有効活用を促す一方、就労に関する情報提供などの就労支援に努めます。また、生活状況などに応じて保健・福祉サービスの活用を図り、自立促進とあわせて、経済的・精神的負担の軽減に取り組みます。

資金貸付制度等の有効活用

保健・福祉サービスの活用による生活支援対策の強化

情報提供の充実など就労への支援





6. 高齢者福祉の充実

現況と課題

医療技術の進歩や生活環境の改善などによる死亡率の低下や少子化を背景に、急速な高齢化が進んでいます。小矢部市では、平成11年10月1日現在、総人口に占める65歳以上人口の割合は22.7%に達しており、県平均20.2%を上回っています。

本市は、平成11年度に「砺波地方介護保険事業計画」を組み入れた「小矢部市高齢者保健福祉計画」の見直しに取り組み、在宅サービス*や施設サービス*などの介護サービス基盤の整備をはじめとした各種施策や高齢社会対策に向けた体制づくりに取り組んできています。現在、本市の高齢者福祉施設は、特別養護老人ホーム*2施設、老人保健施設*2施設、デイサービスセンター*3施設、ショートステイ施設*2施設、在宅介護支援センター*3施設、訪問看護ステーション*1施設で、特に、平成11年5月に開設した総合保健福祉センターには、デイサービスセンターや在宅介護支援センター*、訪問看護ステーション*が併設整備され、在宅生活を支える保健・福祉の一体的なサービス拠点となっています。

平成12年度からは、介護保険制度が導入され、在宅・

施設の両面にわたるサービス基盤の整備が求められるほか、介護予防対策や生活支援対策なども課題となっています。一方、高齢化の進展に伴い、高齢者福祉の範囲はさらに広がりつつあり、市民の主体的な取り組みや民間事業者との相互調整を図りながら、超高齢化に向けた社会づくりに取り組んでいく必要があります。

健康長寿の実現のためには、いきいきとした高齢者づくりがますます重要となっており、長寿会活動や老人生きがいセンターでの学習・文化活動、老人福祉センターや「いきいきサロン」での交流活動などの支援により生きがい対策をすすめるとともに、シルバー人材センターでの就労機会の確保に努めているところです。しかし、最近の高齢者の生きがい活動は多様化しており、学習・スポーツなどの機会の一層の拡充に努めるとともに、高齢者の指導者育成などを通して、自主的な活動を支援していく必要があります。また、介護予防や健康寿命の伸長の観点から、地域での参加・交流機会を拡充していくことが求められています。

施策の体系

高齢者福祉の充実

高齢社会への対応

在宅サービスの充実

施設サービスの充実

生きがい対策の充実

高齢者組織の育成

主要施策

(1) 高齢社会への対応

高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画といった高齢社会対策の基本となる計画を着実に推進するとともに、高齢期のライフプランや健康づくりを考える学習機会や広報活動を充実するなど、長寿時代を生き生きと暮らすための意識啓発を強化します。また、市民が必要とする福祉サービス情報を迅速に提供できるネットワークを構築します。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進
長寿時代に適したライフプランの普及・啓発の強化
健康寿命の伸長に向けた学習活動機会の拡充及び総合的な体制づくり
福祉サービス情報ネットワークの構築によるサービスの充実

(2) 在宅サービス*の充実

住み慣れた地域や家庭で安心して生活がおくれるよう、介護ニーズに見合った介護保険サービスを円滑に提供すると同時に、虚弱な高齢者等への生活支援サービス*などを拡充します。また、サービスの質を確保するためのしくみを構築するほか、在宅痴呆性高齢者への支援対策を強化します。

サービス事業者*等との連携による介護サービスの拡充
介護予防事業や生活支援サービス*の拡充 介護家族への支援の強化
介護保険施設*等の在宅サービス機能の強化
基幹型在宅介護支援センター*の設置によるサービス調整や情報提供の充実
痴呆性高齢者の相談・指導体制の強化 グループホーム*の整備促進

(3) 施設サービス*の充実

在宅生活が困難な方の生活を安定させるとともに、家族の介護負担を軽減し、家族生活全体を支えるうえで介護保険施設*等の充実が求められています。

そのため、広域的な連携を図りながら、介護保険施設の入所需要に対応したベッド数を確保するとともに、介護保険の対象とならない高齢者が利用することのできる施設の整備を促進します。また、痴呆性高齢者に対応できる医療機関の整備促進に努めます。

介護保険施設*の整備促進 ケアハウス*の整備促進
高齢者生活福祉センター*の整備促進
痴呆性高齢者に対応できる医療施設の整備促進



ほっとはうす千羽

(4) 生きがい対策の充実

学習・文化・スポーツ活動や就労など、高齢者が楽しみながら取り組める生きがい活動の機会を拡充するとともに、豊富な経験や知識を活かした、地域や世代間の交流機会や介護予防の視点から種々の参加機会の創出に努めます。

生きがいセンターの拡充による学習・文化活動の促進
体力に応じた軽スポーツの普及促進 シルバー人材センターの活動の促進
ハローワークとの連携による就労機会の拡充
「いきいき サロン」の充実 保育所や学校、地域での多様な交流機会の創出
生涯学習・育児相談における高齢者人材の発掘・活用
伝統文化・郷土料理などの伝承活動の促進 寿永荘の活用促進



高齢者スポーツ大会

(5) 高齢者組織の育成

高齢者の学習・文化活動を促進するには、組織の強化・育成が不可欠であることから、長寿会などの組織活動を支援するほか、高齢者による高齢者への福祉活動や福祉サービスの展開を支援します。

長寿会による友愛訪問など高齢者相互の支え合い活動の促進 長寿会活動の支援
高齢者による生活支援サービスの展開 学習・文化・スポーツ分野等での自主的なサークルの育成



7. 障害者福祉の充実

現況と課題

障害のある人が、ない人と同等に生活し、活動できる社会の実現に向けて障害者プランを着実に推進することが重要です。

小矢部市の障害者数は、平成12年3月末現在、身体障害者数1,589人、知的障害者数133人、精神障害者数38人で、ここ数年、身体、知的障害者*手帳の交付数はほぼ横ばいの状況にあるものの、精神障害者*への交付は増加の傾向にあります。本市では、母子保健事業や老人保健事業などを通じて、障害の予防や早期発見などに取り組んできている一方、生活習慣病などをきっかけとして障害者になる中高齢者もみられることから、健康相談・指導などを強化し、障害の早期発見と療育指導の充実を図る必要があります。

在宅障害者に対する福祉サービスとしては、ホームヘルプサービス*やデイサービス、補装具の助成などを実施していますが、そのニーズは障害の種類や程度によって様々です。このため、的確なニーズ把握や生活の質の確保などにも配慮しながら、在宅援護対策の強化を進めなければなりません。

本市には障害者施設として、知的障害者更生施設*

や知的障害者小規模作業所*(2か所)、精神障害者小規模作業所*があり、その他の入所施設などについては広域的な利用を行っています。しかし、障害者専用デイサービスセンター*など砺波障害保健福祉圏内だけでは対応しきれない施設サービス*もあるため、単に新たな整備を促進するだけでなく、より広域的な連携を図りながら、障害者福祉施設を確保する必要があります。また、精神保健福祉法の改正により、平成14年度から居宅生活支援事業や相談、助言等の事業を市で実施することが予定されていることから、その体制づくりが求められています。

障害者の社会参加については、身体障害者協会や手をつなぐ育成会、メルヘン家族会などの当事者団体が、障害者相互の情報交換や交流を行っているほか、作業所などでの福祉的就労を通じて社会参加の機会づくりに努めているところです。今後も、ノーマライゼーション*理念の普及、啓発に努めるとともに、市民や関係機関の理解や協力を得ながら、障害者の社会参加の促進を図る必要があります。

施策の体系

障害者福祉の充実

障害の早期発見と療育指導の充実

在宅援護対策の強化

障害者福祉施設の確保

社会参加の促進

主要施策

(1) 障害の早期発見と療育指導の充実

母子保健や療育指導を充実し、障害の発生予防や障害の早期発見・早期療育に努めます。また、生活習慣病などに関する知識の普及に努め、疾病による障害の発生予防を図ります。

- 妊婦や乳幼児に対する各種健康診査や相談・指導の充実
- 中高年層に対する健康診査の受診勧奨の強化
- 障害の予防に向けた健康・疾病に関する知識の普及促進

(2) 在宅介護対策の強化

ホームヘルプサービス*など障害の種類や程度に応じた各種サービスを充実するとともに、「心と体の相談センター」による相談・指導の充実を図ります。また、関係機関・団体との連携による地域での支援体制を強化するほか、情報・通信技術を活用したコミュニケーション方法の充実などの生活支援に努めます。

- 心と体の相談センターの設置
- ホームヘルプサービス*などの在宅サービスの拡充
- 障害や生活の状況に応じた日常生活支援サービス*の拡充
- 障害に対する相談・指導體制の充実
- 地域ぐるみでの障害者の支援体制の強化
- 情報・通信技術を活用した生活支援の実施



溪明園でのクッキーづくり

(3) 障害者福祉施設の確保

障害者の自立を支援するための施設整備を促進するほか、広域的な連携を図りながら、在宅サービス施設や入所施設の活用を促進します。また、これら施設に関する情報提供の充実を図ります。

- 障害者のグループホーム*の整備促進
- 身体障害者のデイサービス*施設の活用促進
- 県内外の入所施設等に関する情報提供・相談の充実

(4) 社会参加の促進

障害のある人もない人も共に生活し、活動できることが本来のあり方であるという理念に立って、ボランティアや当事者団体との連携を図りながら、学習・文化などをテーマにした交流機会を拡充するとともに、施設開放による地域住民との交流を促進します。また、企業や作業所などでの就労のほか、企業の理解と協力を得ながら、在宅勤務を促進するなど、多様な就労機会の拡充に努めます。

- 障害者プランの着実な推進
- 学習・文化活動やスポーツを通じたふれあい機会の拡充
- 障害者施設の地域開放の促進
- 障害者の就労支援の推進
- 企業に対する障害者雇用や働きやすい環境整備の情報提供・啓発
- 共同作業所の支援や授産施設*の整備促進などによる福祉的就労の場の充実
- 情報・通信技術を活用した在宅勤務への支援



トライ工房での作業風景

8. 社会保障の充実

現況と課題

平成12年度から介護保険制度が導入され、小矢部市は2市10町村とともに構成する砺波地方介護保険組合(一部事務組合)を設置し、介護認定審査等の受付や訪問調査などに取り組んでいます。介護保険制度の安定運営に向けては、ニーズに対応できる介護サービス基盤の確立や介護保険料の安定確保など課題も少なくありません。そこで、砺波地方介護保険組合の運営体制の強化を図るなど、介護保険制度の円滑な推進に向けて取り組んでいく必要があります。

国民健康保険制度については、高齢化や医療技術の進歩に伴う医療費が増加しています。また、近年の経済状況の悪化により、国民健康保険への資格異動が多く、国民健康保険税徴収率も低下していることから、制度の財政基盤の安定化に向けた対策を強化する必要があります。

国民年金制度は老後を支える大きな柱ですが、失業率の上昇による被保険者の増加や若者の将来的な年金給付への不安等により、年金保険料の収納率は低下しており、将来の無年金者の増加が懸念さ

れます。納付特例制度の周知など、国民年金制度についての理解を深めながら、着実な推進を図る必要があります。

本市の被保護世帯は平成12年3月末現在で29世帯、保護人数31人、保護率0.88%で、県内でも低い数値です。しかし、近年、若年者の失業や離婚などがかわる複雑なケースが増え、相談件数も増加しています。また、被保護世帯の高齢化が進み、金銭給付だけでは解決できない問題も生じているため、法定業務の活用だけでなく関連業務の活用にも配慮した相談・指導などを充実しながら、生活支援制度の充実に努める必要があります。

老人保健医療制度は高齢化を考慮して拠出金の影響額が過大にならないように、平成7年度より加入者按分率の引き上げを行っており、保険者負担の医療費軽減が図られています。しかし、高齢者の増加に伴い医療費は増加を続けていることから、医療費の抑制や適正受診に向けた取り組みを強化しながら、老人保健医療制度の充実に促進する必要があります。

施策の体系

社会 保 障 の 充 実

介 護 保 険 制 度 の 推 進

国 民 健 康 保 険 制 度 の 充 実

国 民 年 金 制 度 の 推 進

生 活 支 援 制 度 の 充 実

老 人 保 健 医 療 制 度 の 充 実

主要施策

(1) 介護保険制度の推進

介護保険制度の周知を図りながら、サービス内容に応じた保険料の適正徴収に努め、介護保険制度の円滑な運営を進めます。また、介護保険制度の動向を見据えながら、介護保険給付対象外のサービス*の拡充に努めます。

- 介護保険制度の周知と効果的な利用促進
- 砺波地方介護保険組合の運営体制の充実
- 保健福祉施策との調整による保険給付対象外サービスの拡充



訪問看護

(2) 国民健康保険制度の充実

国民健康保険の円滑な推進や制度の啓発、納付しやすい条件整備を進め、収納率の向上に努めるほか、医療費の適正化やICカード*の活用による市民の健康管理などを促進し、国民健康保険財政の健全化を図ります。

- 安定な運営の推進
- 国民健康保険制度に関する意識啓発と相談の充実
- 口座振り込みなど納付しやすい条件整備の促進
- 医療費適正化に向けた取り組みの強化
- ICカード*の活用による健康指導や疾病予防対策の強化



(3) 国民年金制度の推進

様々な機会を活用し、加入率の低い年齢層などへの制度の周知を図り、年金制度への適正加入を促進します。また、戸別訪問など徴収体制を強化し、未納保険料と無年金者の解消をめざします。

- 若年者等を対象とした制度の普及促進
- 制度に関する広報や情報提供の促進
- 戸別訪問等による加入勧奨
- 国民年金専門徴収員の設置と保険料徴収の促進

(4) 生活支援制度の充実

民生委員・児童委員や関係機関等との連携を図りながら援護ニーズを的確に把握するとともに、ニーズに応じた各種制度の活用や充実に努めます。また、相談・指導等を通じて就労促進を図り、生活の自立を促します。

- 民生委員・児童委員等との連携による相談・指導の充実や支援制度の有効活用の促進
- ヘルスワーク連絡会*等による関係機関の情報交換の推進
- 専任ケースワーカー*の配置等による相談・指導体制の強化
- 低利貸付などの法外援護の拡充や関連サービスの利用促進
- 関係機関との連携による多様な就労機会の確保

(5) 老人保健医療制度の充実

老人保健医療制度の円滑な推進に努めるとともに、制度のしくみや医療費の実態などについての周知を徹底し、医療の適正利用を促します。

- 安定な運営の推進
- 老人保健医療制度の周知徹底